

化保第296-1号  
令和4年3月18日

一般社団法人埼玉県LPガス協会  
会長 川本 武彦 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長  
金子 亮（公印省略）

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞  
による一酸化炭素中毒事故の防止について（通知）

液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件については、従来から貴会会員への周知及び注意喚起を依頼しているところですが、最近の当該事故の発生は下記1のとおりです。

つきましては、貴会会員あて下記2のとおり注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

なお、経済産業省は、令和4年3月4日付け文書により本件関係機関・団体に協力依頼していますので、以下により御確認ください。

【経済産業省ホームページ】

「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について」

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/03/20220304-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/03/20220304-02.html)

記

1 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化中毒事故発生状況

(1) 全国

2017年から2021年の間に54件発生

(2) 埼玉県

2018年に2件発生

2 注意喚起事項

一般消費者等に対し、建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用する

よう、周知すること。

担当 液化石油ガス担当

電話 048-830-8439

FAX 048-830-8444

電子メール [a2970-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2970-03@pref.saitama.lg.jp)

# 経済産業省

事務連絡  
令和4年3月4日

各都道府県 液化石油ガス担当部（局）長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（事務連絡）

標記の件について、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、塗装工事業者等宛て要請するよう協力依頼を行いました。

協力依頼の文書は、経済産業省ホームページ ([https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/03/20220304-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/03/20220304-02.html)) に掲載しておりますので、その旨お知らせします。

貴部署におかれましては、貴都道府県内部の工事業関係部署を通じて塗装工事業者等へ注意喚起を行うとともに、産業保安監督部、ガス事業関係団体等と連携して、液化石油ガス販売事業者及び塗装工事業者等への周知をお願いします。